

大和市告示第185号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月6日

大和市長 大 木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の5号を加える。

- (16) 株式会社山陽マルナカ
- (17) イオン九州株式会社
- (18) イオンストア九州株式会社
- (19) 株式会社丸久
- (20) 株式会社マルトグループホールディングス

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。